

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和4年3月11日（金）午後2時 議場

出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長 佐小田防災安全監

[防災安全課] 大野原課長 田中課長補佐兼危機管理室長 戸崎危機管理室係長

【参考人】

陳情第104号

提出団体 えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）
共同代表 山中幸子 氏

陳情第105号

提出団体 さよなら島根原発ネットワーク・鳥取
共同代表 新田ひとみ 氏

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 岡村議員 門脇議員 又野議員 森谷議員

報道関係者3人 一般4人

審査事件及び結果

陳情第104号 原発災害時の屋内退避中の支援体制について、住民への具体的な説明を求める陳情 [不採択]

陳情第105号 島根原発に関する安全協定に事前了解権の明記を求める陳情 [不採択]

~~~~~

### 午後2時00分 開会

○尾沢委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、3月10日の本会議で当委員会に付託されました陳情2件について、審査いたします。

初めに、陳情第104号、原発災害時の屋内退避中の支援体制について、住民への具体的な説明を求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体のえねみら・とっとり（エネルギー

の未来を考える会) 共同代表の山中幸子様に御出席いただいております。

早速、山中様から御説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままでも構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

そういたしますと、山中様、よろしくお願いいたします。どうぞ。

**○山中参考人** エネルギーの未来を考える会、えねみら・とっとりの山中と申します。このたびは、陳述の機会をいただきありがとうございます。そして、陳述資料の配付を許可していただき、ありがとうございました。

えねみら・とっとりでは、2014年から避難行動要支援者に注目し、原発事故時の避難について調査を行ってきました。本日、資料の一部を配付させていただきましたが、昨年も障がい者や高齢者の社会福祉施設に対してアンケート調査を行ったところです。このような調査活動を通して、現場の意見を聞きながら、実効性のある避難計画を作成することの重要性を感じています。

原発事故時の避難計画は、国際原子力機関、IAEAが推奨している深層防護の考え方の第5層に当たります。原発サイト内の第1層から第4層までの対策全てが突破され、放射性物質が放出された場合の最後のとりでとなります。原発から30キロメートル圏内の米子市では、住民の命を守るためにこの重要な避難計画を作成することが義務づけられています。

その避難計画のうち、最初期の対策が屋内退避となります。屋内退避の重要性や方法については、鳥取県作成の原子力防災ハンドブックに記載されています。けれども、最初期の重要な対策であるにもかかわらず、住民目線で実行しようと考えると分からないことがたくさんあることに気づきます。屋内退避の指示が出る場合、その範囲は30キロメートル圏内全てとされています。屋内退避の指示がある期間は、放射性物質が放出されて危険なため、基本的に全ての店舗は閉鎖され、外出もできません。家庭菜園の野菜などがあっても放射性物質がついてる可能性があるため、安易に食べることはできません。この点、通常自然災害のときと大きく異なります。このような環境の中で屋内退避を継続することは、想像以上に厳しいことだと思われまます。最も問題なのは、屋内退避の期間が長期化した場合です。原発事故の状況によっては、3日間以上継続するかもしれません。その場合、食料、水、生活物資などが不足する事態に陥ります。さらに言えば、ハンドブックで鳥取県が求める3日間の備蓄さえも困難な家庭はたくさんあるはずで。

陳情資料の①を御覧ください。原子力規制委員会の更田委員長は、昨年10月6日の記者会見で、三、四日が一般には限界ではなかろうかと発言し、1週間屋内退避というのは現実に難しいだろうとも話しています。

さらに、資料の2ページ目にあるように、2ページ目の下線部の一部なのですが、重大事故が起きてから環境に何らかの放射性物質を放出せざるを得ないような状況までが物すごく長い事故というのが、今後あり得るんですねと言われ、それだけ危機感があるのであれば、屋内退避ではなく、順次あらかじめ移動してもらおうというやり方のほうが、最終的に全体の被曝線量を下げるといった可能性を認めています。原子力安全対策指針を作成している委員長でさえ、屋内退避の限界について述べていることに驚きます。

また、陳情資料②にあるように、島根県知事からも、昨年6月10日に全国知事会とし

て国に提言しています。原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言の中で、島根県知事は、屋内退避期間と屋内退避指示の解除に関わる考え方について、速やかに示すことを国に求めています。

このように、屋内退避期間については不明な点が多く、長くなった場合は住民の自己責任で解決することは難しいため、行政からの食料、水、生活物資などの支援は必須です。さらに言えば、このとき支援者にとっても高線量下のリスクの高い仕事となる可能性があり、困難が予想されます。ガイドブックにも、屋内退避が長期になる場合は避難に切り替えるとの記載がありますが、この切替えを判断するのはどのような基準なのか、誰が判断するのか不明です。屋内退避計画は国任せにせず、自治体としての責任でしっかり作成し、住民に説明する必要があります。そうでなければ、段階的避難も困難だと言わざるを得ません。屋内退避は、状況次第では健常者にとっても苛酷なものになりますが、病院や社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の場合、その負担はさらに大きく、困難になることが予想されます。

陳情資料③を御覧ください。先ほどもお伝えしたとおり、当会で社会福祉施設に対して昨年実施したアンケート結果の一部をまとめてあります。高齢者介護施設、障がい者事業所について、通所施設と入所施設に分けて屋内退避体制についての課題と関連グラフを載せています。通所施設の場合、基本的には屋内退避準備期間に全ての利用者を家族の元に返すことになっています。道路状況により送迎も大変時間がかかる可能性があります、さらに家に戻れない利用者さんが出てくることも予想されます。その場合、図1、図2にあるように、施設内での屋内退避、さらにはスタッフと避難となった場合、特に高齢者介護施設では、通所の場合、体制があるとの回答は大変少なくなっています。理由としては、布団など寝泊まり用の準備もなくスタッフも限られているため、体制があるとはいえないとの回答でした。その場合、利用者の健康面で不安があるとの意見もいただいています。

次に、入所の場合、図3から図8を御覧ください。屋内退避の際の備蓄を聞いたところ、図3から図5にあるようにある程度の備えがあるものの、水、食料については3日間の施設が多いことが分かります。

また、図6から図7では、屋内退避をする上でスタッフの確保ができていないか、利用者、スタッフともに健康維持ができるかと聞いたところ、「できる」との回答が少ないことが分かります。「できる」は、青い部分が「できる」となっています。

さらに、図8にあるように、屋内退避継続のための行政の支援が決まっているところほとんどありませんでした。これも、だいたい色の部分が支援が決まっているというパーセントです。このように、避難行動要支援者と彼らを支援する家族や医療介護関係者を支える体制はどのようになっているのか早急に説明してください。

以上のように、屋内退避は原子力防災において一番最初の対策であるにもかかわらず、解決すべき問題がたくさんあることが分かります。このまま放置すれば、いざというときに大変な混乱をもたらします。避難計画については、その実効性を国が了承していると行政の方は答えますが、住民の命を守るという米子市の使命を考えれば、住民が安心して、住民が了承することこそが求められていると思います。住民への具体的な説明を早急に実施することを強く求めたいと思います。よろしく願いいたします。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

説明は終わりました。参考人に対する質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 陳情資料③について、3点、質問します。まず、陳情資料③の1枚目、ページは3ページのところで、アンケート、背景、目的、方法があって、この回収率28%、113か所で、回収できたのが32か所、これ、回収ができなかったところは、理由とか、どういう状況か、その辺のところを把握してれば説明ください。

**○尾沢委員長** あわせて、質問が2つあるって言われましたが、一緒にお願ひできますか。1件ずつですか。

**○土光委員** 3つあります。じゃあ、3つ全部言います。いいですか。

**○尾沢委員長** はい。

**○土光委員** それが1点です。それから、2つ目は、4ページ、グラフのところ。特に図6、7、8の辺。高齢者の入所、2つに分かれていて、高齢者、それから障がい者にそれぞれグラフがあります。大体、傾向として高齢者のところよりも障がい者のほうがこの避難に対して状況が厳しいというふうな状況だと読めますが、この辺はどういう理由からだというふうに思われているかということ、それが2点目です。

それから、3点目は、図8で選択肢、一番上、青色のところ、屋内退避を継続せずに避難する、つまり、これは行政の支援はもう期待しないというか、一言で言えば期待しない、とにかく屋内退避なんかできっこないから、私たちは避難しますよという意味と取っていいのでしょうか。その3点です。

**○尾沢委員長** 山中様、どうぞ。

**○山中参考人** ありがとうございます。

まず、回収率は、実は2015年にも同じような調査を行っているんですが、そのときはちょうど施設が作成し始めている時期だったんですけれども、今回、この2021年っていう時期が、もう既に何回かつくってるっていうところも多かったのか、ちょっとその回収率が低い理由のはっきりとは分かりませんが、電話などでもお願ひしますという依頼をしたんですが、忙しいとか、そういういろんな理由で断られています。はっきりとした理由は、すみません、こちらではきちんとは把握はできていません。

それから、2番目の質問は、図6の屋内退避に必要なスタッフ確保、あと、屋内退避中の入所者・スタッフの健康維持で、障がい者のほうが厳しいのではないかということですが、これも、実は障がい者の入所施設っていうのはサンプル数がちょっと少なくて、3件しかないんですね。それで、その辺が本当にそう言えるのかどうかっていうのはちょっと分からない部分もあります。違うか。障がい者入所、そうでもないです。ごめんなさい。すみません、障がい者の入所はサンプル数が3件なので、ちょっと分からない部分があるんですが、その中に大変重度の入所施設が含まれていまして、そのことも理由の一つではないかなというふうに思っています。これもちょっとはっきりした理由が、今の段階ではちょっと分からないという状況です。

図8に関しては、屋内退避を継続しないで避難するっていうのは、関連施設が30キロメートル圏外にあって、そういうところの協力を得て避難するというふうに伺っています。以上です。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

そのほかの質問の方、いらっしゃいますか。

石橋委員。

**○石橋委員** この陳情で、屋内退避の効果的な継続に不可欠な行政による支援体制について、その内容というのを具体的に住民に説明し、周知することを求めますというこの陳情事項は、求めてる相手は、これは米子市、自治体にとということですよ。国にも言っていかなきゃいけないでしょうが、自治体が具体的に想定しながら整理して行って、その声を国にも上げてってという意味ですかね。

**○尾沢委員長** 山中様。

**○山中参考人** そのとおりです。国は、やはり自治体が主になって最初に決めるっていうふうに答えることが多いんですね。私も電話とか市民団体の交渉の場で質問させていただいたことあるんですけども、やはり自治体が本当に困ったら国は支援を考えるみたいな感じで、やっぱりまずは自治体というふうに聞いています。それに、やはり自治体のいろんな状況を御存じなのは、その自治体の行政の方だと思いますので、まず私たちが求めてるのは、米子市の行政の方にぜひお願いしたいというふうに考えています。

**○尾沢委員長** ほかに。

ほかには参考人に対する質疑はないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります又野議員及び土光議員に説明を求めます。

初めに、又野議員。

**○又野賛同議員** そうしますと、簡単に賛同理由を述べさせていただきます。

この陳情で、鳥取県原子力防災ハンドブックについてのお話でしたので、ハンドブックを見てみまして、この中身で第1、第2、第3、第4とありますけれども、コンクリート屋内退避施設について一覧表は載ってますけれども、確かに施設の詳細ですとか感染症流行下で人数がどうなのかとか、先ほども障がい者施設とかの話がありましたけれども、障がい者、高齢者、そこの辺りへの支援体制ですとか30キロ圏外のことについて、支援体制、ハンドブックの中には確かに具体的なことは書かれてないなと思ひまして、追加で出された陳情資料のさっきの③のところでもやっぱり不安に思われる方も多いということで、やはり具体的に示すということが必要かなと思ひまして、賛同をいたします。以上です。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

次に、土光議員のほうから。

土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由、述べます。

**○尾沢委員長** 賛同理由、お願いします。

**○土光賛同議員** すみません、聞こえなかった。

**○尾沢委員長** お願いします。

**○土光賛同議員** この陳情の趣旨、屋内退避中の支援体制を住民に具体的な説明、これって、私、非常に重要なことだと思っています。というのは、今の米子市が作成している避難計画、段階的避難、その避難経路、これが計画どおり機能するためには、最初はまず屋内退避をしてください、これが、期間が3日になるのか1週間になるのか、それはケース・

バイ・ケースですが、それが前提で、ある状態になったら段階的避難、だから屋内退避をまずする、してもらえるとというのが大前提で今の避難計画が立てられています。ところが、屋内退避、市民の立場からいえば、3日間から幾らか分からないけど、どういう状況で、どういうふうなやり方をすればいいのか、そういったことがきちっと説明されていない。だから、私は、今のままでは屋内退避そのものが成立をしないのではないかというふうに思いますので、こういった住民への具体的な説明を求めるといのは必須事項だと思いますので、ぜひ、この陳情、議会で採択して実現をしてもらいたいという思いで賛同しました。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑は。

稲田委員。

**○稲田委員** 執行部側に2点ほど聞かせてください。これ、一遍に言ったほうがいいですか、委員長。別々でもいいですか、どちらで。

**○尾沢委員長** できれば1回で、2件を。

**○稲田委員** 分けてもいいですか。

**○尾沢委員長** 分けないで。

**○稲田委員** 分けない。はい、分かりました。

**○尾沢委員長** 一緒に御質問をお願いしたいと思います。

**○稲田委員** 1つ目ですが、いわゆる食料の補給について御心配のこともあって。確かにそれはどの災害についてもまずは自分で準備して、足りない分がどうしても生じた場合は行政なりの支援がそれは求められるところですが、米子市も、何もそこは準備はなくはない、何か準備はあるだろうと思いますので、その点についてが1つ目の質問です。

それから、防災ハンドブックが、私の手元にあるのは令和3年版、これが最新というか、今のやつかと思いますが、多分、令和4年版も配布になるかと思いますが、こちらはまた、従来、従来は失礼ですね。たしか全戸配布かと思いますが、どのようなスケジュールになっているのか、改定等、修正等の内容ももし分かっていたら、それも含めてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

**○尾沢委員長** じゃあ、執行部のほうで。

田中防災安全課長補佐。

**○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** 2点御質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の食料の関係でございますが、これは原子力災害に限ったことではありませんけれども、本市では鳥取県内連携備蓄の一環といたしまして、食料のほうを備蓄しております。また、この備蓄品が足りなくなった場合、不足した場合等は県内の協力において、また、事業者とも協定等も締結をしておりますので、そういった方法を活用いたしまして調達をするということを考えております。

2点目のハンドブックの全戸配布のスケジュール感ということでございますが、ハンドブックの作成自体は県のほうで進められておりまして、年度内には配布というふうにお聞きをしております。

(「内容については」と声あり)

では、内容については担当のほうから答弁させます。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 令和4年分のハンドブックの修正点について御説明いたします。このたび大きな修正はございませんけれども、自治会ごとの避難所につきまして若干修正があった自治会がございますので、これにつきましては各自治会には既に説明を終わらせているものですが、そういったところについて反映をさせております。また、そのほか、もし今お手元にありましたら、4ページのほうを御覧いただければと思うんですけども、こちらに原子力災害における対応の流れということで、時系列で取ることになる行動が一覧として載っております。こちらのほうで、避難の際の安定ヨウ素剤の受け取りにつきまして、マイカー避難の方が一旦一時集結所でもらった上で避難をするという流れが分かりにくいという御意見が、以前から議会のほうからもいただいておりますので、そういったところにつきまして若干分かりやすく修正するようなこととか、そういった微修正をさせていただきます。以上です。

**○尾沢委員長** 次に、石橋委員。

**○石橋委員** じゃあ、全部先に申し上げます。

1点目は、3日間でなかなか収束しないということもあり得るだろうと思います。屋内退避の場合、食料は調達するように準備がしてあるという先ほどのお答えでしたが、それをどういうふうに配布するのか。一軒一軒配って歩くのでしょうか。それが1つ。

2つ目。先ほど令和4年度版の改修正のところで言われましたけど、安定ヨウ素剤の問題です。安定ヨウ素剤の配布と服用の時期をどうするのかという、一時集結所で服用するというふうなことに以前はなっていたというふうに思いますが、屋内退避の場合は、放射能の放出よりかなり後で避難行動、退避で長くうちにいるとか、3日間。その後また退避するとかいうことになるんですが、安定ヨウ素剤はどういうふうに考えてますかっていうのが2点目。

3つ目。先ほど、入所の介護者の方などはうちに帰ってもらおうという方針だというふうに聞きましたが、常に自宅で介護を受けておられる方もあります。そういう方も含めて本当に体制がつかれるのか。場合によっては働いてる家族などが帰ってこれないっていう状態もありますよね。そういう辺で、本当にそこが大丈夫かということと、4点目、学校ですけど、子どもたちが学校にいる時間帯なら、学校でそのまま退避なのか、やはり要介護者の入所者も家に帰すように、子どもも学校から帰す、つまり、保護者が学校にそれぞれ迎えに行くっていうことなんでしょうか。そういうふうなところを、ちょっとどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** まず、食料等を一軒一軒配っていくのかどうなのかというところですけども、これにつきましては、やはりそのときの放射線の量であったりとか、そういったケース・バイ・ケースなところは非常にあるかと思っております。ですので、状況次第ではどこかで配布をする、そのときだけ取りに出してもらうようなことも考えられるとは思いますが、また、あるいは実動機関のほうでも最大限の協力をしていただければということも聞いておりますので、そういった方々の御協力も得ながら一軒一軒配るとい

ことも方法としては考えられるのではないかと思います。

2点目、安定ヨウ素剤の服用のタイミングですけれども、こちらに関しましては、やはり原則1回しか飲めないということがございます。ですので、避難に合わせて一時集結所で受け取って服用していただくというのが原則となろうかと思います。

入所、デイサービス等の介護が必要な方について、1回家に帰ってもらうという話があったけれどもというお話でしたが、こちらにつきましては、やはり、まず御自宅のほうに帰っていただきまして、御家族のサポートの下で行動をしていただくというのが原則になろうかとは思いますが、そのほかにも放射線防護対策施設への搬送であったりとか、そういったところも、これも実動機関等の援助を得ながらやっていくようになるかと思えます。

また、家族が帰ってこれない家もあるんじゃないかという話もございましたが、やはりこれにつきましては、緊急事態ですので、なるべく家のほうに帰っていただいて、きちんと冷静な対応が取れるような体制を整えていただくというのは、やはり基本として重要になってくるのではないかなとは思えます。

最後に、学校での対応ということでありましたけれども、ちょっと、最近コロナのこともありましてできていないところはありますが、原子力防災訓練の中で、学校での保護者への児童の引渡訓練というのも行っております。訓練の中では、主に車で迎えに来ていただいて引き渡すということをやっておりますけれども、学校から近くに住んでいらっしゃる方もいらっしゃると思えますし、車に限らず、これは放射性物質放出前を想定したものではありませんけれども、やはり、まず、そういった早い段階で引渡しができるようにすることが重要だと思っております。また、こうした訓練も、コロナの状況にもよりますが、今後も引き続きやっていきながら万が一の災害に備えていくところかなというふうに思います。以上です。

**○尾沢委員長** その他質問が。

中田委員。

**○中田委員** それじゃあ、ちょっとお伺いしますけど、この陳情にもある部分で1つは、コンクリート屋内退避施設も含めてですけれども、このコロナ禍ということも今回書き添えられておって、要は収容人数が可能なという計画としての収容施設の状況というか、こういったことがどうなっているのか。ハンドブックのほうにも記載はあると思うんですけども、この収容施設についてのことを説明いただきたいということと、それから、要援護者ですね、要支援者等のこの取扱い、特に福祉施設とかそういったところも含めての支援体制等もこの陳情の中にはあるんですけども、この辺で、社会福祉施設とか、そういった様々な施設があると思うんですけど、その辺についての施設の取組というか対応と、それから、それに対する支援体制等はどのようになっているのかお伺いします。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** まず、コンクリート屋内退避施設、こちら、委員さんおっしゃるようにハンドブックに記載をしておるところでございまして、こちらはUPZの公民館、こちら全て9施設となりますが、合計で835人の収容が可能となっております。仮に、万が一この施設でもって収容人数、不足が生じる場合は、小学校等の利用あるいはUPZ外の施設の利用、こういったもので対応するという方針を持っております。



○尾沢委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 社会福祉施設等での支援体制ということでありましたけれども、まず、入所施設につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には家のほうにお帰りいただいて、そちらで体制を整えていただくということになるかと思えます。また、どこまで自衛隊等、実動組織の支援が得られるかというところにもなりまされども、こういったところにつきましても、可能であれば自衛隊等の支援もいただくとスムーズにできるのかなとは思っております。

また、先ほど通所施設のほうの話でしたが、入所する施設のほうにつきましても、まずはその入所施設において屋内退避をしていただくということになっております。その後で状況に応じて一時移転、避難ということになる可能性もあるかとは思いますが、こういった場合につきましては、やはりそういった施設につきましては優先的に避難をしていただけるように、ストレッチャー車の配車であったりとか考えていく必要があるとは思っております。

一方で、福島原発事故の教訓としまして、こういった要支援者の方に無理な避難をさせてしまったために、災害関連死のような形で亡くなってしまったという方が多数いらっしゃるということも福島事故の反省点としてありますので、そういったところに最大限配慮しながら、場合によっては、やはり、放射線防護対策施設への一時的な避難であったりとか、そこで落ち着いて次の行動を見極めるとか、そういった対策も必要になるのではないかと思います。以上です。

○尾沢委員長 中田委員。

○中田委員 もう1点だけ、医療体制としての支援策はどのようなことになってますでしょうか。

○尾沢委員長 大野原防災安全課長。

○大野原防災安全課長 医療につきましては、鳥取大学医学部附属病院などの原子力災害拠点病院等が原子力災害医療体制を確保しておりますので、原子力災害時におきましても、通常の医療も提供できるように体制を整えてるところでございます。以上です。

○尾沢委員長 土光委員、よろしいですか、手挙がっておりますが。

土光委員。

○土光委員 質問簡潔に努めますので、一問一答ということで回答していただいてもいいですか。まとめてじゃなくて。

○尾沢委員長 はい、簡潔に。

○土光委員 まず最初にお聞きしたいのは、原子力防災ハンドブック、この中で屋内退避に関して書かれていることは何ですか。

○尾沢委員長 お答えはできませんか。

戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 ハンドブックのほうに記載してあることとしましては、屋内退避については指示が出たら行うということ、あるいはその方法であったりとか注意点、それから屋内退避の効果。また、コンクリート屋内退避施設としてこういったところがありますといったようなことも載せておりますし、そういったところについてハンドブックには記載をしております。以上です。

○尾沢委員長 よろしいですね。

土光委員。

○土光委員 だから、どういう事態になったら指示をするということと、ちょっと、資料は皆さんお持ちじゃないかもしれないけど、8ページで、屋内退避はどうすればいいのということで1ページ。これって、例えば屋内にいましょうとか、外出控えましょうとか、窓へ目張りしましょうとか、そういう一般的なこと。それから、あと書いてるのは、今言った数日間継続することがあります、それから、食料は3日間備蓄してください、という以上のことは書かれていないですよ。あと、自宅で屋内退避できないときはコンクリート屋内退避、それは場所は一覧表であります。ということ以上のことは書かれていないですよ。

○尾沢委員長 それに対する答えっていうのは必要でしょうか、執行部のほうから。

○土光委員 はい、はい、はい。

○尾沢委員長 ハンドブックについての問題なんで、今回の陳情に対しての質問ということで、先ほども申し上げましたように陳情者に対する質問は終わりました。賛同者に対する質問をいただいておりますが、それは今全て執行部に出しております、それはそれで結構だろうと思うんですが、本陳情を採択するというふうな、いわゆるそれを審査するわけですから、ハンドブックそのものについての質問内容を何項目もされましても、ちょっと私としてはという感じでございますので、御了承ください。その他の質問でお願いします。

○土光委員 委員長、違う。委員長、いいですか。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 これって、屋内退避について住民に具体的な説明をしてくださいという陳情なんです。

○尾沢委員長 そうですよ。

○土光委員 例えば、今、実際、鳥取県、米子市やってる住民に対しての説明の一番大きなものは、このハンドブックなんです。

○尾沢委員長 そうです。

○土光委員 だから、ここに屋内退避のことにに関して具体的に住民が分かるように書かれていれば、それはそれでいいことなんです。

○尾沢委員長 はい。

○土光委員 でも、書かれていなければ、この陳情は必要なんです。

○尾沢委員長 そうですね。

○土光委員 だから、その辺を判断する。

○尾沢委員長 そのとおりです。

○土光委員 その辺を判断するために聞いてるんです。だから、回答をお願いします。

○尾沢委員長 だから、もうそれはそこに書いてあるとおりのんでしょう。あなたもよく分かってる。

○土光委員 だから、書いてあることを確認してるんです。だから、そういうことを書いてますねと確認してるんです。

○尾沢委員長 では、答えられる範囲で答えてください。

田中防災安全課長補佐。

○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長 御質問ありましたハンドブックに屋内退避のこと、掲載内容について、今るるお話がございましたが、屋内退避の方法ですとか、そういったことだけを取ってみればおっしゃるとおりかと思えますけれども、ハンドブック全体といたしましては、情報の伝達方法ですとか、そのおおよその流れと、先ほど戸崎のほうも申し上げましたが、4ページのほうには原子力災害における対応の流れということを示した上で、情報の伝達方法、その上で屋内退避の方法等が掲載されておりますので、ハンドブック全体として見たときには屋内退避の全体的な説明がきちんとなされていると、そういうふうに認識しております。以上です。

○尾沢委員長 次の質問をお願いします。

○土光委員 今は必要な説明がなされているという答弁でしたが、あと、具体的に聞きますね。この陳情の文章でも、いろんな疑問、第1、第2、第3というふうに具体的な疑問点が書かれています。1つは、これは第1に関係するところですけど。

○尾沢委員長 土光委員、私の発言について理解してください。

○土光委員 何を理解するんですか、言ってください。

○尾沢委員長 ハンドブックについて書いてある事柄についてではなくて、本陳情の採択する、しないをするわけですから。そのハンドブックについて執行部に対していろいろ疑問を投げかけるっていうことでは、本陳情の中では、私はそう重要ではないと思います。本陳情の賛同者の方も御説明があったように、これ、必要なことなんだということで陳情をなされているわけですから、その中のハンドブックについてっていうふうな御質問をだらだらとする事柄については、私は認めたくないなというふうに思っておりますので、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

○土光委員 委員長、いいですか。

○尾沢委員長 はい、どうぞ。

○土光委員 私の質問の趣旨をきちんと理解してください。それから、質問をだらだらという言い方は失礼です。

○尾沢委員長 失礼しました。その言葉については訂正いたします。

○土光委員 それで、私が今聞こうとしてるのは……。

○尾沢委員長 じゃあ、もうこの1点をお願いします。

○土光委員 いや、そんなことはない。いろいろあります。聞こうとしてるのは、今言ったでしょう、陳情書に書いてある内容、第1、第2、第3とあります。それについてお聞きしたいということで、ハンドブックについていろいろ聞いているわけではありません。私がこれから聞こうと、そういうふうにしゃべったでしょ、だからいいですね、質問続けて。

○尾沢委員長 もう1問にしてください。これ1問にしてください。

○土光委員 いや、それはできません。いろいろ聞きたいことがあります。

○尾沢委員長 いろいろとは、何点ですか。

○土光委員 答弁によって変わりますけど、今の時点ではあと5点です。

○尾沢委員長 5点。

○土光委員 はい。

○尾沢委員長 じゃあ、まとめて聞いてください。

○土光委員 いや、一問一答をお願いします。

- 尾沢委員長 どうぞ、まとめて。
- 土光委員 最初許可してくれましたよね。簡潔に質問しますから。
- 尾沢委員長 まとめて言ってください。5点ですね。
- 土光委員 はい。
- 尾沢委員長 まとめてどうぞ。
- 土光委員 いや、一問一答でお願いします。
- 尾沢委員長 いや、まとめてお願いします。一問一答になりますと、5回では済まないんです。
- 土光委員 では、理由が何……。
- 尾沢委員長 だから、あなたの発言については認めてますから。
- 土光委員 だから、発言をきちっとさせてください、やり取りを明確にするために。質問は簡潔にしますので、一問一答でさせてください。
- 尾沢委員長 では、一問に対しては一答で、それで了解してくださいね。
- 土光委員 それは回答によりますよ、当たり前でしょうが。いいですね、質問続けて。
- 尾沢委員長 ちょっと待ってください。あなたの質問が5問あるなら、5問お聞きしてください。それで5問に対する回答をしてください。そういった進め方をさせていただきます。
- 土光委員 一問一答では駄目ということですか。
- 尾沢委員長 駄目です。
- 土光委員 じゃあ、5問まとめて質問して、当然回答があります。それに対する当然再質問は構わないですよ、制限しませんよね。
- 尾沢委員長 制限はさせていただきます。
- 土光委員 なぜですか。
- 尾沢委員長 この陳情の中身から、そこまで長く一問一答でやるということに、ほかの委員の方々からの私は賛同は得れないと思っていますから、私はですよ。だから、その意見を私は言ってるわけ。これ、私は委員長として申し上げておりますから。
- 土光委員 委員長。
- 尾沢委員長 どうぞ。
- 土光委員 会議規則で、委員会は協議案件に関して発言は自由だというのはありますよね。ちゃんと委員長、それ守ってください。
- 尾沢委員長 自由にしていただいているじゃないですか。
- 土光委員 制限すると今言ったじゃないですか。
- 尾沢委員長 えっ。
- 土光委員 制限すると言ったではないんですか。
- 尾沢委員長 だらだらという言葉に対して失礼だと言われたから、訂正しただけの話ですよ。

(「委員長、冷静に」と声あり)

- 土光委員 いや、再質問。いいですか、再質問を認めないという制限は駄目でしょう。
- 尾沢委員長 ちょっと冷静になります。ちょっと、事務局のほうから冷静にということですから、冷静になります。

ということですから、5問でお願いします。

どうぞ、土光委員。

○土光委員 いや、だから、再質問はオーケー、答弁によります、もちろん。

○尾沢委員長 そのことに対する回答。

○土光委員 再質問を制限しないでくださいね。

○尾沢委員長 制限はさせていただきますよ、でも。

○土光委員 それはおかしいと言ってるんです。

○尾沢委員長 そうですか。

○土光委員 会議規則に違反です。

○尾沢委員長 じゃあ、回答次第ということ。

どうぞ。

○土光委員 聞こえません。

○尾沢委員長 はい。

(「それはおかしいよ」と声あり)

○土光委員 聞こえません。どう言ったんですか、今。

○尾沢委員長 回答次第ということ。

どうぞ。

(「委員長、おかしいよ」と声あり)

(「審議に必要な質問はさせてください」と石橋委員)

何かありますか。

どうぞ。もし何か、今のやり取り。

どうぞ。

○石橋委員 審議に必要な質問はさせてください。

○尾沢委員長 当然ですね。

○石橋委員 土光さんだけの問題ではありません。

○尾沢委員長 そうです。

○石橋委員 聞きたいことはきちんと聞かせてください。

○尾沢委員長 はい。

○石橋委員 制限しないでください。

○尾沢委員長 制限しないでくださいっていうのもですね。

(「事務局いいの、それで」と声あり)

(「委員長権限・・・おかしいんじゃない」と声あり)

○尾沢委員長 土光委員。

どうぞ、土光委員。

○土光委員 5点まとめて質問します。1つ目は、この陳情の文面で、いろいろ疑問点、明らかでないという疑問点が出されていますので、それに沿った質問です。

1つ目は、先ほどのやり取りで食料の備蓄、配布体制についてやり取りがありました。それなりに備蓄したり、配布体制、いざとなれば実動部隊、そういうやり取りがありました。ただ……。

○尾沢委員長 ちょっと待ってください。冒頭に申しあげました時間の放送が今流れてお

りますので、暫時休憩をさせていただきます。

午後2時45分 休憩

午後2時47分 再開

**○尾沢委員長** 委員会を再開いたします。

土光委員、続いてお願いします。

**○土光委員** 食料の備蓄の配布のことです。屋内退避中に備蓄はしてる、それから、配布体制もいざとなれば実動部隊、そういうやり取りがありました。これ、配布というのは具体的に一軒一軒、各戸別にするんですか。それとも、どっか集積所があって取りに来てくださいというやり方の配布をするのですか。その辺が不明確ですし、少なくともそういったことは住民に周知されていないと思います。その辺に関しての答弁をお願いします。

それから、陳情で第2と書かれているところ、これも後半だけ引用しますが、施設の詳細または新型コロナウイルス感染症流行下でも十分な収容人数があるかどうかは周知されていないと書かれていますけど、周知されていないんでしょう、少なくともハンドブックには書かれていません。もし周知されているとするならば、どういう形で周知を、何を周知しているかお答えください。

それから、第3にあります、これも同様です。屋内退避中の要支援者や家族、高齢者、障がい者等福祉施設への支援体制について、詳細が明らかではありません。だから、多分周知もされてないという趣旨だと思います。これも詳細は明らかかどうか、そして、それは住民に周知されているのかどうか。しているというのなら、どういう方法でしているのかお聞きします。

それから、第4とあります。30キロ圏外、ここも住民避難計画によると屋内退避を要請する場合があると書かれています。30キロ圏外の住民が屋内退避をしているときの支援体制、これ、明らかでないと思うし、周知もされていないのではないかと思いますけど、これについて現状をお知らせください。

それから、先ほどのやり取りで、例えば屋内退避中、医療体制どうなっているかということに関して、回答では、鳥大でそういった体制がある。つまり、最低3日、場合によっては1週間、その間に体調不良、いろんなことを考えられます。全て鳥大病院で対応するという、そういうことなんですか。もしそれはそうだったとしたら、そういう周知はされているのですか。お答えください。

それから、最後に、屋内退避中で安定ヨウ素剤の服用が必要になるケースはないと市長は断言されました。根拠をお知らせください。以上です。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 先ほど何点か御質問がありましたが、冒頭で本市の方針をあらかじめちょっとお伝えさせていただきたいと思っております。本市におきましては、市民の皆様方には、原子力防災ハンドブック等で原子力災害時に取っていただく行動を優先して周知しているところでございます。このため、陳情で指摘のあった事項につきましては、避難実施の前提となる事項として、避難計画等に記載して公開しているところでございます。したがって、本市のハンドブック等々の周知内容につきましては、これは原子力災害、このときに取っていただく行動を、これをまずもって優先して周知しているということをお理解いただきたいと思います。個別の質問につきましては、担当のほうから回答いたし

ます。

**○尾沢委員長** 田中防災安全課課長補佐。

**○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** 私のほうから何点か先にお答えをさせていただきます。個別で御質問を頂戴しております。既にお答えさせていただいた内容もございますが、繰り返しお答えをさせていただきます。

まず、食料の配布について、個別なのかどっかに取りに行くのかと、これは、先ほど戸崎のほうからお答えもさせていただきましたけれども、その災害時の状況によってというふうに考えております。

収容人数につきましても、先ほど課長のほうからお答えさせていただきましたけれども、あらかじめの施設、UPZ内の公民館では835名ということでありまして、そうした場合は小学校等の利用ということでありまして、これにつきましても、状況に応じた対応ということになってまいります。

次が福祉支援体制の周知ということでございますけれども、こちらは先ほど課長のほうからございましたが、本市の対応方針といたしまして、当然そういったことも想定はあるかもしれませんが、まず、このハンドブックを通じて市民の皆さんに周知しておりますが、優先して取っていただく行動についてまとめたものでございます。個別具体的な内容というところについては、こうしたハンドブックに載っていないものもございます。周知ができていくかということに対しましては、このハンドブックにおいては周知として掲載はしていないものであります。

UPZ圏外のことがございます。UPZ圏外につきましても、まず、こうした原子力災害の広報周知につきましては、UPZ内と同様に取組をさせていただいております。また、仮に原子力災害がUPZ圏外に及ぶということになりましたらば、当然UPZ内の災害対応と同様な対応を取るということを想定しております。

残りにつきましては、戸崎のほうからお答えをさせていただきます。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 医療体制につきまして、再度御質問がございました。医療体制につきましては、鳥大だけで対応するというのを想定しているわけではございませんで、やはり、先ほど来繰り返しておりますように、状況次第というところがどうしてもございます。場合によってはUPZ外の医療機関へ搬送するというのも考えられると思いますし、放射線防護対策施設、こちらが医療機関で整備しているところもございますので、そういったところの搬送といったことも一つのやり方としては考えられるものと思っております。

それと、屋内退避中の服用はないと市長が申したという話でございましたけれども、私の記憶している限りでは、原則は避難の際の服用であるから、そういった想定は現在のところないといったような答弁であったかと記憶しております。これにつきましては、申しているとおりの原則がある中でどこまでの想定をするかというところで、やはり、状況に応じて万が一屋内退避中に安定ヨウ素剤を服用するということがあるのかもしれませんが、ちょっとどういう状況かというのは、私には、ちょっと今、ここでぱっと想定ができませんけれども、申しておりますように原則はこうだから想定していないだけけれども、もし万が一そういう状況が生じたということがあるのであれば、それについては状況に応

じて適切に対応していくということになるのかなと思います。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の回答を聞いて、個々のことは、詳細は質問しませんが、状況に応じて適切に対応という事柄が多かったですよね。これ、要は計画立ててないということでしょう。そのとき考える、つまり、今の時点で具体的にどうするか計画立ててないということですよ。計画というのは、いろんな状況を想定して、こういう場合はこうする、こういう場合はこうするというのが計画で、状況に応じて適切に対応するというのは、今の時点ではそういった想定、計画は立てていないというふうに理解できると思うんですが、そういう理解でいいですか。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 先ほど、委員さんから計画を立てていないのではないかという御指摘がございましたが、私どもは、広域避難計画等々で計画をつくっておるところでございますが、細かい詳細につきましては、やはり、そのときの状況に応じて対応していかなければならないと考えております。これ、自然災害の計画等々も同じようなつくりになってるんですけども、やはり状況が刻一刻と変わる中で、そのときに職員、あるいは国の指示に基づいて判断していくという考え方で、私どもはこういった災害に対応していきたいと、そのように考えております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** その考え方は、住民にとっては、要は何も知らされていない、計画を実施する側、行政は状況に応じてみたいに当然頭にあるだろうけど、住民の立場でいくと、要は何も知らされていない。何をどう対応していいか分からないという状況に私はなるのではないかと感じて危惧します。

それから、先ほどの答弁で、屋内退避に関してハンドブックでは一定のことは書かれているけど、当然、ページ数とか紙面の制限でそんなに詳しくは書かれていないけど、避難計画で記載して公開しているというふうに言いました。この避難計画というのは、広域住民避難計画のことですよ。ちょっとそれ前提で、そうですね。そうすると、これって、広域住民避難計画、かなりページ数分厚いです。ここに屋内退避について何が書かれているか、これは、私は議会で佐小田防災安全監に質問しましたよね。書かれていることは、どういう状況になったら屋内退避の指示が出る、それ以外書かれていないという答弁だったでしょ。書かれていないじゃないですか。市長も似たような答弁したのですが、実際書かれていないのが事実だと思います。そうでないなら反論してください。もし書かれていたとしても、ホームページに公開すれば住民に周知したことになるんですか。そういう発想はおかしいと思いますけど、いかがですか。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 先ほど申し上げましたように、本市の基本的な方針につきましては、原子力災害時に取っていただきたい行動、こういったのを優先的に周知しているところでございますが、原子力ハンドブックの内容もあまり多くの情報を入れてはいないんですけども、最低限市民の皆様方に御理解いただきたい内容を優先して周知してるところでございます。御指摘のように、屋内避難について様々な情報が市民に渡ってないんじゃないかという御指摘でございますが、最低限市民の皆様方に御理解いただく内容につきま



してはハンドブック等で周知をしております、いざ災害が生じたときにはこちらの情報を十分にお伝えする中で、市民の皆様方に市の情報に基づいた行動を取っていただきたいと、そのように考えております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私の質問に答えていただけていないです。私の質問はハンドブックに関してのやり取りを聞いてはいません、今は。答弁で避難計画について、ハンドブックはいろんな紙面の制限、都合で最低限のことしか書いてないけど、でも、広域住民避難計画で記載している、ホームページにあるから周知はできているというふうに言いましたよね。でも、だから質問は、広域住民避難計画で屋内退避に関しての記載、どういうときに屋内退避を指示するか、それ以外は書かれていないはずですよ。書いてないじゃないですか、それ認めますか。それから、もう一つは、これは一般論です。ある計画をホームページに公開しているからといって、それだけで住民に周知ができているというふうに考えるのは、これは間違いではないですか。その2点を質問しています。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 計画の中に屋内退避のことがごく一部しか書かれていないということで、答弁があったというお話であったかと思えますけれども、防災安全監の答弁のほうでは、その記述の中らごく代表的なものを御紹介したものだと思っております。計画の中の記載としましては、例えば実動組織の支援を得ながら物資供給または救出、対応できる態勢について検討するというのも書いてございますし、複合災害時に自宅での屋内退避等難しい場合は、コンクリート屋内退避施設を使用するといったことも書いてございます。また、感染症流行下での屋内退避の考え方等についても書いてありますし、決して先ほど委員がおっしゃったような、2点しか書かれていないということはないものでございますので、その点については御理解をいただければと思います。以上です。

**○土光委員** 2点目の質問答えていただけていないです。

**○尾沢委員長** 周知について、報道で、もうそれでいいのかっていう。

大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 私どもといたしましても、ホームページ上に公開していることで周知というふうに、イコールというふうには考えておりませんが、先ほど来申し上げておりますとおり、最低限市民の皆様にご理解いただく内容についてはハンドブック等で御紹介させていただいて、細かい事象につきましては、そのときに合わせて行政が情報を伝達して、市民の皆様方にその行動で避難していただくことを考えております。以上です。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 少なくともホームページ上に公開しているから周知がされているという判断はしないということですね。これ実は議会の代表質問のやり取りで、市長もそれに類するような説明をしたので、公開、周知されていますかということに関して、ホームページ上に載っているという言い方したので、それをあえて確認しました。

それから、広域住民避難計画で、いつ指示するしか載っていないということに関して、戸崎さんからそうじゃないよというのはありました。でも、3つ例を挙げましたよね。食料配布は実動部隊等で検討する。検討するというのは何も示していないじゃないですか。感

染症について考え方を示してる。これでは駄目でしょ。その考え方の下にどうするかを示さないと、住民は分からないと思います。コンクリート、いざというときはコンクリート建物、これはハンドブックに書かれていますよね、ちょっと答弁に関して私が思ったことです。

これで最後にします。あと、医療体制で、何かあったとき鳥大以外にも当然対応する。何か答弁で搬送するとかそういう言い方、つまり頭にあるのは、何かのときにどこに搬送するか、そういう発想だと思いますけど、住民の立場でいけば、別に放射線の問題以外でも3日から1週間、家にいなければならないわけです。その間、病気もします、風邪も引きます、体調が悪くなります。普通はそういうときにかかりつけ医院、近くの病院に行きます。それが屋内退避中はそういう対応があるのかなのか。そういうことをちゃんと知らせないと、屋内退避はなかなかできないと思います。

それからもう1点、UPZ外、同様に対応する。計画でそういうふうに書いてるところあるでしょう。でも、UPZ外の住民はそういう説明全く受けていないですよ。大体住民説明会、公民館単位は30キロ圏内、原子力防災訓練も30キロ圏内しかしませんから。ハンドブックは全域に配られてますけど。だから、もしそうだったら、実際これいろんな場でUPZ外の住民が、計画は30キロ圏内だけだけど、私たちはそのときどうすればいいのか、そういった疑問はこれまで何回も出ていると思います。だから、それをUPZ外の住民にも周知、今これされていないです。やっぱりしないと駄目なんじゃないですか。周知不十分だと思いませんか。これで最後の質問です。答弁お願いします。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** まず一つ申し上げておきたいのですが、やはりどこまで計画に入れるべきかということはあると思います。ですが、計画してなればできないということではなくて、例えばその状況状況でどういうふうに情報を伝えるかということの、これ一番大事だと思っておりまして、私も出前講座とかではここを重視してお伝えをするんですけども、確かに具体的に一軒一軒回るのか、回って食料配るのか、どこかに集積して配布するのか、そういったところについて具体的な記述はありませんけれども、例えばその状況に応じて、どここの公民館でこれを何時に配りますので、そのときだけ出て取りに来てくださいというようなアナウンス、こういったことも状況に応じてはあろうかと思えますし、この地区について一軒一軒自衛隊が回って配りますので、その時間はスムーズに配れるように家にいてくださいとか、そういった状況に応じたアナウンスというのも、一つのやり方ですけれどもあろうかと思っておりますので、計画に書いてないことはできないかという、そういったわけでもないというふうには考えますので、そういったところは御理解をいただければと思います。

御質問の内容なんですけども、医療機関について搬送を前提としているといったような御質問がありましたが、やはり屋内退避中の医療機関受診ということでしたので、かかりつけ医の、歩いて行っの受診とかそういった事態よりはもっと緊急の状況を想定して答弁を申し上げたところでございまして、そういった意味合いで、例えば鳥大に行くとか、UPZ外に搬送するとか、放射線防護対策のできている施設に搬送するとか、そういったような答弁を申し上げたというところでもございました。

また、UPZ外への周知ということでもお話がありましたけれども、こちら御案内のあ

りましたようにハンドブックの全戸配布もいたしておりますし、出前講座等につきましては、やはりUPZ内でだけではなくて、UPZ外から依頼があつて行くということもあります。また、委員も御承知かと思ひますけれども、毎年行つております原子力防災講演会等につきましては、決してUPZ内に参加者を限定したわけではなくて、市内全域から御参加をいただいているものでございますし、このたび2号機の原子炉設置変更許可を受けて行いました住民説明会等に関しましても、UPZ外からも多数の参加をいただいたところでございます。こういったような様々な機会を通じて、今後もUPZ外に対しても周知を行つていきたいというふうに考えます。以上です。

**○尾沢委員長** よろしいですか。

土光議員。

**○土光委員** もう質問は最後にすると言つたから質問じゃないですが、一つ要望というか、お願いしたいです。広域住民避難計画で、今いろいろ言ひましたけど、屋内退避に関して記述されていること、これを資料としてまとめていただけませんか。そういう資料を出してほしいんですが。

**○尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 取りまとめて準備させていただきたいと思ひます。以上です。

**○尾沢委員長** 質問重ならないようにね。

石橋委員。

**○石橋委員** 確認したいことが2点です。1点は屋内退避のことですけど、放射線の放出後の避難の一番最初がまず退避、屋内退避ということなのか、あるいは、放射線が放出する以前にこの屋内退避は指示が出されるのか、今さっきからのやり取りで、あれ、どっちなのかなというふうに思つたんですけど、どちらですか。

**○尾沢委員長** もうそれだけですか。

**○石橋委員** もう1点。

**○尾沢委員長** もう一緒に言つてください。

**○石橋委員** 要介護者の人の入所者について、家族に帰すという話を前段で聞いてましたけれど、施設内で屋内退避をするというお答えが後のほうで出てきました。これは、施設内でまず屋内退避をしながら、避難をするときには家族へ帰すという意味ですか、どうなんでしょうか。その2点です。

**○尾沢委員長** 田中防災安全課課長補佐。

**○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** まず1点目の屋内退避のスタートのタイミングというお話だと思いますが、こちら原子力ハンドブック5ページのほうに放射性物質放出前という段がございますけれども、そちらのほうに、いわゆる全面緊急事態、GEのEAL3、放射線による影響が起きる可能性が高いとき、屋内退避等を実施してくださいということで記載がございます。また御確認をいただければというふうに思ひます。

**○尾沢委員長** 戸崎防災安全課係長。

**○戸崎防災安全課危機管理室係長** 施設入所者ということでよろしかったでしょうか、通所サービスではなくて。入所者につきましては、やはり原則としては施設での屋内退避ということになります。ですが、その後のこともありますので、もしスムーズに御家族への引渡しといひますか、可能なのであれば、それはやはり御家族に引き渡した上で一緒に行

動していただくというのが望ましいのであろうとは思いますが。以上です。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 最初のところの答えで、放射線が放出される前なのか後なのか、ちょっとくっきり分からなかったんですけど。

○尾沢委員長 可能性って言われたじゃなかったですかね。

○石橋委員 うん。

○尾沢委員長 どうぞ、もう一度、じゃあ回答してください。

田中防災安全課課長補佐。

○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長 放射性物質放出前の段階で、段階的にはあるんですが、屋内退避の準備をした、その上で放射線による影響が起きる可能性が高いとき、これが屋内退避等を実施するタイミングであるということでございます。ハンドブックの5ページのほうに記載がございます。

○尾沢委員長 そのほか質疑は。

〔「なし」と声あり〕

○尾沢委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。 国頭委員から参ります。

国頭委員。

○国頭委員 聞かせていただいてまして、この陳情者の山中さんは、出されたのは、避難計画はあってもやっぱり絵に書いた餅で終わらないように、やっぱり実際の細かいところまで住民に、行政がつくるもんですから、行政が分かっても仕方ないんですけど、ただ住民にハンドブックを配った、ホームページに載せたで、それで十分というわけではなくて、それ見てるから分かってるんだらうというのではなくて、結局具体的に頭に入れて、それで行動してもらうぐらいの、そういう丁寧な、陳情事項に書いてありますけど、丁寧に具体的にやっぱり今後も含めて周知していくことを望んでおられる、住民のことを思った陳情だと思うんですね。だから、そういう面は、今後まだまだしっかりやっていかななくちゃいけない、続けていかななくちゃいけないと思います。この間テレビで見ましたら、鹿島町の病院の方が、職員の方だったかな、何百床もある入院の方は寝たきりが多いらしいですね。だけど、結局何かあったときに車両もない、それからこのアンケートでも見えますように、スタッフがいないというような、結局避難のときでさえもまだ、鹿島町って本当に真ん中じゃないですか、ど真ん中のところで松江の市長は稼働のを言われましたけど、やっぱり住民の人と、行政はもう言ってるからと思ってるかもしれないんですけど、住民の人、病院の人、介護施設の人、住民の人はまだまだ不安っていうか、分かってないところ多いと思いますよ。

だからそういうところも含めて、私はこの陳情はまだまだしっかりと細かいところ、住民の方が分かってないところは読んでても分かんない、読んでない人もいるということも含めて、今後続けて丁寧に具体的に説明は続けていくべきだと思いますので、採択ということをお願いしたいと思います。

○尾沢委員長 次に、石橋委員。

○石橋委員 屋内退避というのは、避難計画とか避難訓練っていうことが始まった当初に

は書かれていなかったというふうに思います。数年前から屋内退避という文字が入ってきたというふうに記憶しています。訓練のほうも、避難一時集結所に集まってバスに乗って避難するという、そのパターンで訓練はしていますので、その工程については何回か訓練した人は分かっていると思いますが、屋内退避については、それこそハンドブックには僅かしか書かれていないので、具体的なところは実際分からないと。今質問いろいろさせていただいた中でも、やっぱり分かりにくいというふうに思いました。具体的な想定をしながら、やはり確実にみんなが安全に避難できるという計画にならないと困りますので、それをまた住民がよく理解して、いざというときにちゃんと指示に従ったり、自分がやるべきことをやらないと困りますので、やはりこの陳情に書かれているように具体的にしてもらって、それを住民に周知徹底していくっていうことはすごく大事なことだと思います。

住民の不安にしっかり答えてもらうという意味合いで、この陳情は採択を求めます。

**○尾沢委員長** 次に、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は、今日の山中様、また委員の皆様とのやり取りを聞かせていただきまして、今の屋内退避を含めた災害時の避難対応について、様々なこれからの住民に対する説明についての課題というものがつまびらかになってきたんだらうなというふうには思いますが、ぜひこれは委員長に私、感想として一言言わせていただきたいと思うんですが、この陳情に対しての私たちの委員会としての在り方というものが、自身、議員私たち個人の思いに対しての当局のやり取りではなくて、ぜひこの陳情に採決に向かったの自分の判断をするための確認であるっていうことを委員の皆様と確認をし合う場を、一度設けていただくなり工夫をいただきたいというふうに思います。今回の議論は大変参考になりましたし、ありがたいと思っておりますが、前回、前々回の委員会するときにも私言わせていただきましたけれども、この委員会の審議のやり方というものについては、少しどうあるべきなのかなというのは常々思っておりましたので、この場、この議会、もしかしたら委員会最後かもしれませんので言わせていただきます。

この陳情につきましては、私は不採択をお願いをしたいと思っております。

この皆様のやり取りを聞きながら、市民に対する避難、また災害時の対応についての説明の仕方というものの工夫、さらなる努力というものが必要だと思っておりますが、この陳情素直に受け止めさせていただきますと、屋内退避中の支援体制について具体的に説明をするようにという陳情であるというふうに考えております。これも含めた広域の理解を進めるということが大変重要だと思っております、この陳情の趣旨は大変理解をし、共感するところではありますけれども、不採択をお願いしたいと思っております。

**○尾沢委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私もこの陳情については不採択を主張したいというふうに思います。

まずもって、先ほど来から委員さん、いろいろと議論があったんですが、私の考え方をすれば、このハンドブックについては、私は屋内避難とかいろいろの関係について基本的マニュアルであろうと。なおかつこの内容についていかに市民に浸透化を図っていくのかというような形を私は思っております。当局の中で説明があったように、そういう、災害が発生したときにはある程度の運用マニュアルといいますか、そういうものを作成をしておいて対応していきたいというふうな考え方なのかなと私は理解したんですけれども、ただ陳情者の方がおっしゃられますように、ただ住民の方々に対してのそういう当局の考え

方では、いま一つ浸透化されてないのかなということを感じております。

したがって、今の、これからもいろいろな災害が発生するわけですけども、このマニュアルについてはもっともっと市民の方にも浸透化を図っていかねばならないのは1つ考え方ですけども、この内容については私は、先ほど申し上げましたように不採択を主張したいと思います。

**○尾沢委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 採択です。

やり取りで、計画をつくった側はそれなりにいろいろ考えているとは思いますが、でも、その計画、住民の立場から見るとハンドブックだけではよく分からないことがある。そこをやはり住民へ説明、説明するというのはやり取りを含めてということだと思います。説明及び周知、それをしないと住民はこの計画、納得しないし、計画どおりに行動すればいいというふうになかなかないと思います。例え、1つ例挙げますと、食料の配布に関して、先ほどの答弁で状況に応じて、あるときは個別に配布するかもしれない、状況に応じてはある場所を指定して取りに来てもらうというふうになるかもしれない。これは当然状況によって両方、どちらがいいというのは、それはあり得ると思います。ただ、住民は屋内にいて食料が、例えば備蓄が尽きそうだと、尽きたというときに、行政がきちっと配布するか、どっかに取りに行くか、確実にそういうことをされるものだという納得感があれば、屋内退避続けることができると思います。でもそこが全く納得感がなければ、当然屋内退避やめて逃げますよ。だからそのためにもそういった説明、やり取りを含めた説明、そういうのはぜひ私は必要だというふうに思います。ということで、採択。

**○尾沢委員長** 採択。

次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 不採択でお願いいたします。

陳情いただいたんですけど、お話聞かせていただいた中でいろいろと御心配事、御不安なところがあってということだと思いますが、これが屋内退避中の支援体制っていうことなんですけど、この原子力災害につきましては一義的に屋内退避をしてその後避難、避難所に集結ってような流れにはなるかと思うんですけど、この屋内退避の時点でどの程度個別に支援が必要なのかなっていうようなところも少し私もまだ分かりかねてますけど、そういったところの必要性というもどの程度かなっていうのも疑問に思うところが1点と、先ほどまでのやり取りの中で、何でしたっけ、いろいろとあったんですけど、体調変化とかその辺りのことも気になられてってということだったんですけど、避難所に行かれる、避難をされる、屋内退避をされる、どの段階にいたしましても避難先ですとか受入れ体制が整ってからの周知っていうことになると思うんですけど、この実際の原子力災害が起きるっていう場合を考えたときに、こちら皆さん御承知のとおり、平時の通常の状態じゃないということが予見されますので、そういった災害時の中で避難を最優先にされる、ただ、原子力災害については被曝の可能性があるので屋内退避をしてから避難をするということで理解しております。ここに対して屋内退避が、じゃあどのぐらい必要なんだという御心配事もあったかと思いますが、そちらにつきましては先ほどもやり取りありました、様々なメディアですとか周知方法使って随時情報も更新されていくとかっていうようなこともハンドブックのほうから確認させていただいておりますので、い

ろいろと御心配事はあるかとは思いますが、有事の際ですので、避難につなげるためにどういった方法がいいのか、そういったものがハンドブックにあって、その中の第1段階が屋内退避であるというふうに御理解いただければなと思いますし、私もそのように理解している次第です。以上です。

**○尾沢委員長** 続いて、稲田委員。

**○稲田委員** 不採択ということで、以下述べます。2点おおむねございます。

まず一つ目ですが、今日も防災ハンドブックについていろいろな意見、今日は防災ハンドブックに意見を言う場ではないとは思いますが、関連ということでそのようなことがあったかと思いますが、そのやり取りを、私も質問しましたけども聞いておりました、私の中でより明確に分かったことは、防災ハンドブックは、総論、各論では総論であり、骨組みであり、多くの方はこちらで対応できるものだということを改めて認識した次第です。ただ、これからも修正等、改定等あれば、それは速やかに行っていただきたいというのは変わりはありません。

いわゆる各論の部分ですね。各論を切り捨てるとか、そちらには目を向けなくてもいいということが言いたいわけではありません。ただ、そちらを中心に議論をしてしまうと、総論のほうが何だか陳腐なものというような見方もされかねませんし、あくまでもやはり住民一人一人の様々な背景がありますから、それに全てに応じるというものを防災ハンドブックなり何々計画に盛り込むというのはかなり、はっきり言えば無理があると思います。したがって、必要に応じてという言葉は、何やらあまり内容を伴わないような発言もありましたが、とはいえそういった姿勢をきちんと残しておかないと、じゃあこれはここで切り捨てますみたいなことにも陥りかねませんので、したがって、この防災ハンドブックも含めて今のやり方というのは積み重ねの末に今もできておりますので、そちらは尊重すべきだと思いますし、今回このような山中様からの陳情もありましたので、当局にはまたきちんとその趣旨は伝わっているものとは思っております。ただ、あまりにも各論にこだわり過ぎると身動きが取れなくなってしまうという危惧もありますので、そういった意味でもあまり、これは採択には私はちょっと同意できないということが1点。

それから、これはちょっと防災ハンドブックとか災害にかかっていう部分じゃないんですけども、この表題が、具体的な説明を求める陳情とございまして、最後の陳情事項の結びのところに、丁寧に具体的に住民に説明し、周知することと書いてあります。要は説明会のことを指されているのかなと思いますけど、説明会がいい悪いを言うつもりはありませんが、防災ハンドブック自体が全戸配布という、あまりあるようではないんですね、全戸回覧とかはあったりとか、私も所属する団体等で結局は郵送したり紙で物を配ったりして、それが周知だと思います。したがって周知に関しては、これはほかの方法もあるかもしれないんですけど、全戸配布しているという部分は、これは評価というか、その部分は理解した上で私もこの陳情の不採択という結論に至ってるという部分を述べさせていただいて、以上を理由とします。以上です。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

中田委員、お願いいたします。

**○中田委員** 自然災害と違って、やっぱりこの原子力災害というのはなかなかイメージしにくい、想像がしにくい、あるいは、その想像が場合によっては飛躍し過ぎたりとか、そ

ういった題材であるし、そういったものの中で様々な心配があるということは、現実としても心配される方もたくさんいらっしゃるだろうというのは理解ができます。しかしながら、結論としては、私はこれは不採択としたいと思います。

といいますのが、今日の議論をずっと聞かせていただきましたけども、正直言って当局サイドというか計画をつくって策定されている側と委員のほうの、全てではないかもしれませんが、あまりにちょっと現実性とか専門性からの観点の部分と、さっき言った心配の部分等のところの議論がかみ合わない議論であったのではないかなと、私は感じました。

それで、要は大規模自然災害と同様なものと、素材として同様なものと、そうでない特有な原子力災害特有なものとがあると思うんですけども、それにおける避難というのは、避難における複雑なオペレーションを全て住民に周知するという事は、私は困難だと思ってるんです。困難というよりは、かえって混乱を招く可能性があると思ってまして、避難計画とか、それから協定締結した事業者や自衛隊等を含めた国の機関との協力体制を前提にしたこのハンドブックの記載というのは、住民の住民行動について書かれているものと私は受け止めておりまして、個々が勝手にばらばらに動く、要するにオペレーションが利かなくなることが一番危険なことであると思っておりますから、こういった指示というか避難指示というのは、できるだけシンプルにつくり上げて周知を図る必要は私はあると思っています。そういう意味ではこのハンドブックに、その中で何をハンドブックに書き込むかというところが、これは完成形と思っていただきたいんですけども、常にバージョンアップはしていただきたいとは思いますが、避難指示ができるだけシンプルで有効的なものになるようなものである必要から見たら、私は今のハンドブックが現段階においては、私にとっては満足できるものだと思っております、全てのケースを想定した計画がつくれなばかりか、想定外の対応ができれば、かえって全てのケースを想定すると、その想定外が起きたときに、かえって私は危険だと思っておりますので、根幹的な避難の考え方に基づくシンプルなものでつくっておくべきだと。ただし、対策に必要な機能とか量とか、そういったものを計画的に確保したり、取るべき対応の基本を明確化するということは、これは避難計画のほうで十分記載を深めていただきたいとは思っております。

一時対応、例えばいきなり原発事故が起きて、いきなりそれなりの放射線量が突然出てくるケースっていうのは、私はすごくまれなケースだと実は思っております。そういうものもないとは言いません。しかし、ある程度の災害のときに一定の時間の中で、例えば放出するだとか、あるいは一定以上の放射線量が外に出るような状況が予測されるようなときに、それに備えて取る行動が避難行動だと私は思っております、できるだけ安全な環境下というか、その中で最も安全と認められるような環境下で避難するというのがこの避難行動だと思っておりますので、そういったものでの1次対応、あるいは避難してからの2次対応、3次対応というようなのが当然あると思っておりますから、そういったつくりをしていくということでこれを見た場合に、私は現行のものでよいのではないかと考えています。ただし、いかに安心感を高めていただくかということは常に考えておかなければならないので、その周知については引き続き、このハンドブックに記載されていない分も今日もたくさん出ましたけども、それは機会を通じて、また説明をする機会があれば、その辺のことについてより安心してもらうための努力は引き続き続けていただきたいということを申し添えて



おきたいと思います。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

討論を終結いたします。

そういたしますと、これより採決いたします。

陳情第104号、原発災害時の屋内退避中の支援体制について、住民への具体的な説明を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情104号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 正副委員長で取りまとめということで、私、副委員長で、取りまとめるときにいつも迷うというか。というのは、採択で結果は出ました、不採択の理由もそれぞれ出ました、それを取りまとめるということですが、少なくとも今討論で各委員不採択の理由で上げられたのは、多岐にわたりますよね。少なくとも討論の場合は、これ個人的な見解ですよね、もちろんね。それを委員会としてこういう理由で不採択というふうにまとめる、委員会の見解としてまとめる必要というのがあると思うんです。だからある程度、委員長、副委員長にもう全てじゃなくて、特に不採択の理由を取りまとめるときに、この論点、この論点、ある程度この委員会の中でこれは委員会として理由として取り上げようというか、大まかなところはここで決めたほうが、私は後、取りまとめとか文言のまとめ、それが後スムーズにいくと思うんですが、そういうふうに、ある程度ここで論点だけでも不採択の理由取りまとめるということを少し時間を取ってやったらいかがでしょうか。

**○尾沢委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、土光委員から御提案あったんですけど、ある程度の素案といいますか、基のところまでは、今までの委員会でもしていただいていたと思うんですけど、正副のほうで取りまとめていただきまして、その案を委員確認という形でよろしいかと思います。いかがでしょうか。

(「賛成」と声あり)

**○尾沢委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 奥岩委員の意見に賛成します。

**○尾沢委員長** いかがですか。土光委員のほうからの意見に対して。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 奥岩委員の御意見に賛成です。

**○尾沢委員長** 土光委員、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** いや、よろしいと聞かればよろしくないのですが、ある程度論点だけでも、2点、3点、この論点は外せないねというのはやはり言ってもらったほうが。

つまり、もうちょっと言うと、取りまとめるときに発言した文言しか使えないわけですよ。それぞれ個人的見解の発言した文言しか使えないわけですよ。でもやはり委員会としての見解を示すためにはもう少し文言に工夫するとか、ちょっと表現変えるとか、そういうことは私は取りまとめるとき必要なもので、だからここで論点だけでも議論するのは取りまとめがしやすいと思うんですが。何かいいですかと言われれば、ちょっとなかなか言えないですが。

**○尾沢委員長** 失礼しました。

戸田委員。

**○戸田委員** 今、奥岩委員さんおっしゃったように、それぞれの発言の内容はその個人の考え方、思いが入るとるわけですので、それを集約していただいて、たたき台を作っていて、それから事務を進めていただきたい。私、そういうふうに思います。

**○尾沢委員長** どうも、そちらの奥岩委員のほうの御意見が多数のようでございますので、採決結果の理由につきましては、先ほど土光委員の御意見も入れて、一通りまとめて皆様方にまた御確認をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

本日お越しいただきました山中様、大変ありがとうございました。

次の陳情第105号がございますが、ちょっとだけ休憩を挟ませていただきたいと思いますし、でき得れば、先ほど矢田貝委員のほうからありました意見についても、ちょっと事務局と時間をいただきたいなと思います。この次、スタートのときにまた言えるかどうかちょっと分かりませんが、本当に委員会の進め方があんまりよろしくないなというふうな感じも私も自分自身で思っております、大変申し訳ありません。

暫時休憩をさせていただきます。開始については、55分にしましょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○尾沢委員長** 55分開始ということで、よろしく願いいたします。

**午後3時42分 休憩**

**午後3時53分 再開**

**○尾沢委員長** 委員会をこれより再開いたします。

陳情第105号、島根原発に関する安全協定に事前了解権の明記を求める陳情を議題といたします。

本陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体のさよなら島根原発ネットワーク・鳥取の金森誠様に出席いただいております。

早速になりますが、金森様から御説明をいただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。説明は座ったままで構いませんので、よろしく願いいたします。

そうしたら、金森様、どうぞ説明をお願いいたします。

**○金森参考人** 米子市は、これまで立地自治体の安全協定と同じようにするという事を中国電力に求めてこられました、2月に示された中電の改定案は、意見があれば誠意を持って対応するという文言でしかありませんでした。すなわち、事前了解をする権利が米子市は剥奪されているわけです。このような状況で立地自治体ではない米子市が何か意見を言っても拘束力がなく、再稼働賛成であろうが反対であろうが、全く無意味な意見表明と言えます。

例えば、島根原発が安来市にあったらどうでしょうか。たまたま行政区域が違うということだけで、意見を聞きおくということで米子市の態度として済まされるのでしょうか。事故の場合、米子市も被害を受ける可能性が非常に高いわけです。福島原発の事故の際には、直線距離で40キロの飯舘村は国から全員避難を求められました。当時の村長は、水道水から高濃度の放射性物質が出た、畑からも出た、出荷前の牛乳の原乳からも出たという村民が訴える中で、1か月後に全員避難を決められました。結局、避難指示が解除されたのは6年後の2017年でした。その後村民はほとんど帰ってこず、人口は事故前の2割程度になりました。このように原発事故の場合、立地自治体とかUPZとかは国や電力会社が勝手に線引きをただけの問題です。今回は事前了解権を得るように強く要望しています。そして、原発事故が起こった場合、この米子でどのように対応していくのか、具体的にシミュレーションした上で再稼働の可否を決めていくことが重要だと考えます。折しもウクライナでチェルノブイリの原子力発電所がロシアによって制圧されるということが起こっております。IAEAの昨日の報告では、連絡が全く途絶えているという報告があったというニュースもありました。

ということで、本当何が起こるか分かりませんので、その辺も考えた上できちんと事故の対応、事故前の事前了解というものを確実に中国電力に求めていっていただきたいというふうに、切に要望します。以上です。

**○尾沢委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります又野議員及び土光議員に説明を求めます。

又野議員。

**○又野賛同議員** では、簡単に賛同理由を述べたいと思います。

今回、中国電力から回答のあった改定案ですけれども、一応前進はあったということで米子市としては考えておられるということですが、確かに文言上多少は前進はあったとは思いますが、これまで求めてきていたのは、あくまでも立地自治体と同じ文言にしてほしいということだったと思います。中電も同様に対応すると回答をしておられたりとか、そういう文書を交わすとかされるかもしれませんが、今後も、そうであればやはり協定自体同じように、同じ文言に変えていただきたいと求めていくことはやっぱりこれからも必要であると考えますので、この陳情に賛同いたします。以上です。

**○尾沢委員長** 次に、土光議員、どうぞ。

**○土光賛同議員** 私も、今回の中国電力の改定案、事前了解に関するもの、文言上、事前了解権を明確に認めている文言は入らなかったということで、これはやはり入れないと幾ら解釈、附則文章を含めて解釈で実質的にあるといっても、なかなかそれが本当にそうなのかというのは、そう思えないというところがあります。事実、中国電力自身も、事前了解権は立地固有とか、周辺に持つのはあるべき姿ではないというのを別なところで公に言ってる。それから、中国電力も明確に実質的に事前了解権を認めているというのは言わない。曖昧さが残るといなのが、一番市民と行政の信頼関係を揺るがせるものだと思います。ということで、ぜひ明記を求めるといことを実現すべきだと思いますので、この陳情を採択してもらいたいという思いで賛同しました。

○**尾沢委員長** 賛同議員に対しての質疑はございませんか。

ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

土光委員。

○**土光委員** 1つか2つだけお聞きします。

今回の2号機の、今再稼働、意見を述べるのが焦点になっていますが、この2号機に関して中国電力から安全協定上報告があったのはいつでしたでしょうか。何年だけでいいです。月日までは要らないです、何年でいいです。

○**尾沢委員長** 田中防災安全課課長補佐。

○**田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** 今お尋ねなのは、新規制基準の、いわゆる申請時の報告ということかと思えますけれども、そちらにつきましては、平成25年に設置変更許可申請につきまして事前報告を受けているということです。以上です。

○**尾沢委員長** 土光委員。

○**土光委員** 平成23年、5年。

○**尾沢委員長** 田中防災安全課課長補佐。

○**田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** 平成25です、失礼しました。

○**尾沢委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと答弁の前置きがあったんだけど、少なくともこれ米子市と中国電力との関係で安全協定上報告というのが決められて、2号機についての報告というのはこれしかないですね。これ以前も以後もないですね。ちょっとそれは確認しておきます。この安全協定上に基づいた中国電力の報告、今まで米子市の見解は、安全協定運用においては立地自治体と同様に対応するという文言得てますよね。そうするとこの平成25年の報告というのは、事実上の中国電力の米子市に対する事前了解願というふうに米子市は解釈をして、認識はしていますか。

○**尾沢委員長** 大野原防災安全課長。

○**大野原防災安全課長** 文言上では報告という文言を使っておりますので、本市としては中国電力から事前の報告を受けたというふうな認識を持っております。以上です。

○**尾沢委員長** 土光委員。

○**土光委員** そこをはっきりしてほしいんですが、安全協定も文言上報告、でも別の覚書といわれる文書とセットにして、これは実質的には事前了解権を米子市が持っているという認識だというのは、これはもうずっと言ってることですよね。そうすると、報告、これももちろん文書見ると当然報告と書いてます。安全協定上に沿った表現だと思います。でも実質は、これは米子市は事前了解願というふうに解釈をするということではないんですか。そこをはっきりしてください。

○**尾沢委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これはこの議場でもたび重ねて御議論がありました。結論からいえばそのとおりです。ただ、我々、今言葉を選びながらお話ししてるのは、あくまでも協定上は改定案では事前報告、現行では報告ということでありまして。運営要綱に事前にすることが書かれているというのは御指摘のとおりであります。その取扱いが、いわゆる立地自治体における事前了解と同様の取扱いをするということが併せて確認事項として確認され

ておりますので、名前は事前報告ということではありますけども、立地自治体において行われている事前了解と同様に取り扱われるものとしての事前報告、そういう意味で、それぐっと縮めて言えば、今土光議員がおっしゃったように、いわゆるということが入るのは、そこにいわゆるという言葉が入るいわれがあるんだらうというふうに思いますけれども、いわゆる事前了解と同じ扱いを我々は得ている。いわゆる事前了解、権とかどうかというのはどうかなと思いますけど、事前了解と同じ取扱いを得ているというふうに我々が申し上げているのはそこに根拠があります。以上です。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 言われたように、質問で同じ質問して、なかなか明確に回答いただけなかったので、ここで改めて。つまり私の質問は、あのときの報告というのは事実上中国電力の米子市に対する事前了解願と同じものだという認識ですかとお聞きして、今副市長は、その問いに対してそのとおりというふうに答弁されたと理解してよろしいですか。

○尾沢委員長 はい、いいんじゃないですか。

○伊澤副市長 はい、そのとおりです。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 中国電力は、先ほどからも何度も聞いてますが、立地市と同様に対応するというふうに繰り返して言うておられるということであり、今度新たに入った措置要求というものが大変強力な、市民の安全を守るために強力なものを得たというふうに市長なども言っとられますが、この措置要求っていうのは県がするんですよね。それについて米子市、境港市は意見を聞かれるということなんですよ。

○尾沢委員長 大野原防災安全課長。

○大野原防災安全課長 措置要求についての御質問でございますが、議員さんがおっしゃるように措置要求の権利につきましては鳥取県が持っておりまして、本市及び境港市は鳥取県に対して意見を言う、いわゆる参画する立場ということになります。これ本議会でも御指摘いただきましたけれども、この関係性をきちんと整理した上で実質的ないわゆる措置要求権を市が持っているというふうに言えるんじゃないかという御指摘がございまして、たまたま昨日、第5回目の協定会議がございまして、その席上でも議題として出たんですけども、今後、権利は鳥取県が持っておりますが、本市、境港市は意見を言う立場という中で、覚書等によって実質的な措置要求権を持つといったようなことを明確にした上で、今後3者で協力し合いながらその権利の執行について進んでいきたいと、検討していきたいと、そのように考えております。以上です。

○尾沢委員長 石橋委員。

○石橋委員 それで、その3者で協議をして意見が取りまとまって、再稼働は容認できないという結論が出て、それを中国電力に言ったときに、中電はそれを稼働についての了解が得られなかったというふうに受け止めるんでしょうか。そうではなくて、聞きおくけれど中電は中電で最終判断をするんでしょうか。

○尾沢委員長 大野原防災安全課長。

○大野原防災安全課長 事前了解権と措置要求権を混乱しておられるような形で私聞い

ておるんですけれども、整理させていただきますと、措置要求権っていいものは、立入調査、本市も参画する形になるんですけれども、調査等によって原子力発電所に何か不具合があった場合、何がしかの措置をしてくださいという要求する権利でございまして、一番大きいものが、今原子力発電所動いてるんですけど止めてくださいという大きな権利を得ているということでございます。それにはかなり大きな権限がありますので、中国電力はそれに従われるということになるかと思えます。以上です。

**○尾沢委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そうしますと、私もそのところがはっきり聞きたかったんですけど、措置要求というのは、このたび、例えば島根原発が再稼働についての意見を聞かれたときに、再稼働は認めないというふうなことを言えるということではないんですね。だったら事前了解権とは全然別のものですよね、関わりのない。

**○尾沢委員長** お答えになりますか。

大野原防災安全課長。

**○大野原防災安全課長** 全く別なものだと思っております。以上です。

**○尾沢委員長** ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のご意見を求めます。

そういたしますと、戸田委員のほうから進めさせていただいてよろしいでしょうか。

戸田委員。

**○戸田委員** 本陳情につきましては、私は不採択、採択をしないという考え方で主張したいと思えます。

この問題につきましては、全員協議会なり本議会にもいろいろと議論がっております。先ほども議論がありましたように、今の事前報告、立入検査、措置要求という大きな3つの要点を今回改定されたということで、私はこの内容については了としております。そういう中で、本当に議論がいろいろあるわけなんですけれども、先般、改定の締結について鳥取県知事、米子市長、境港市長が同席されて、中電と、その内容についてメディアで放映されたんですけれども、その中で中電の副社長がこういうコメントを出しておりました。立地自治体並みで一生懸命頑張りますと、米子市もそういうふうな考え方で十分理解していただきたいと。しかしながら、今の原発の直下である鹿島町等についてはやはり事前了解権をきちっと明文化しておりますと。その背景については、やはり建設当時の経緯並びに漁業権、生活体系に及ぼす考え方というのは相当その内容についていろいろと検討してきたと。そういう中で、立地自治体の鹿島町と米子市と同様と、同様に立地自治体並みについてこれから対応していきたいというふうに思っておりますが、その表現については十分に住民の方々に理解をしていただかなければならないというようなコメントをしておられましたけれども、私それを聞いてございまして、すごく感銘、感銘といいますか、理解しました。これが私個人的な考え方なんですけれども、米子市に立地しておった中で、じゃあ隣の市町村がこういうふうな状況になったときには、米子市民が納得するのだろうか、逆説を考えてみました。そういうふうな観点から考えれば、私は、今回知事と米子市長は相当頑張らせていただいてこの内容について改定されたのについては、私は評価しております。しかしながら原発についてはいろいろな観点もございまして、これから市民と行政が一

体となっていていろいろと考えていかなければなりませんけれども、私はそういうふうな観点から、本陳情については不採択と主張させていただきます。

**○尾沢委員長** 続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私もこの陳情は不採択と考えております。

私、戸田委員みたいに、先ほど言われたニュースは見ておりませんで、ネット、また新聞で見させていただき知ったところなんですけれども、副社長がおっしゃった、改定後も引き続き立地自治体と同様の対応を行うという旨を文書で回答してくださいという知事の要求に対しまして、そのようにお答えされるというふうにおっしゃったということを理解をしていたところであります。私個人的には、今回きちっと協定を新たにされた後、また今後、中国電力の姿勢に対してさらなる協定書の改定というものを求められるようなことも起こってくるかもしれません。取りあえず今回、決着をつけていくというところにつきましては了解をさせていただいているところでありますので、この陳情に対しては不採択でお願いしたいと思っております。

**○尾沢委員長** 続いて、石橋委員。

**○石橋委員** 採択を求めます。

先ほどから話もありますけれど、立入調査とか進んだ面があるというふうには言われませんが、よくよく内容を見ますと、これまでも保証されていた内容がやや文章に表れたとか、強調されたということにすぎないと思います。さっきの措置要求が強力だと言われましたが、措置要求と事前了解というのは全く別のものです。事前了解が入る入らないというのは、本当にその差は大きいというふうに思います。文言に書かれないことを幾ら保証すると言われても、それはやはり文言どおりのものが有効であって、きっちりと協定の中にそれが書かれるのであれば、やはりそれを当てにすることはできないというふうに思います。この問題は、立地市の松江の人たちに対して敬意を持ってというふうにも言われているようですけど、建設時の許認可に関わることだと言われたようですけど、しかし、許認可の当時とまた今は違いますよね。福島原発事故が起こって以来、立地市じゃなくても安全協定を結ぶようになった。それは立地市以外にも被害が大きく及ぶからです。30キロ圏内も30キロ圏外まで被害が及びます。それは命に関わります。健康や環境にも大きく影響があります。そういう意味でいうと全く同じですよ。立地市であろうが、その周辺であろうが、被害があることは同じです。30キロ圏内の自治体が避難計画を立てることが義務づけられるならば、同じように、立地市と同じように意見をはっきりと言う了解権があるべきだというふうに思います。ですので、この陳情の採択を求めます。

**○尾沢委員長** 続いて、国頭委員。

**○国頭委員** 中電さんは、松江市以外には絶対事前了解権というものは与えないという姿勢は崩されてないと思います。立地自治体並みにと言われても、やっぱりこのところは並みですから、このところは絶対入れてこられない、包含されないと思います。これを求めるということならばやっぱり明記しかありません。ずっとこちらの鳥取県側もこれを求めてきたわけですから、これをやはり前進したとって譲歩されるというわけではなくて、やはりこれはずっと永遠に求めていくべきものではないかなと思っております。そういう意味で、採択ということをお願いしたいと思っております。

**○尾沢委員長** 続いて、中田委員、よろしいでしょうか。

○中田委員 結論的には不採択でお願いしたいと思います。

新聞報道でしか私は見てませんが、昨日の鳥取県知事と両市と中国電力とでの安全協定改定に向けた協議がオンラインで行われたという報道が伝えられております。その中でもこの問題が一番焦点が当たっている問題として取り上げられておりまして、この事前了解が事前報告となったことっていうのを念頭にして、知事もそのことについて、要するに文字にしろということですよ。その文書の提示ということが大きな条件になるということ、県のほうからも中国電力側に伝えて、そしてそれに対する中国電力は同様な対応を、立地自治体と同様な対応を取ることにについては改めて文書で回答したいということも出たと伝えられております。

こういった状況において、今の時点、今の状況において事前了解権を明記することを求めていくのか。そこが、今の時点でそれがいいのかどうなのかということだと私は思っています。協定内容の前進を図るのか、それともここで駄目だといって今のままの協定を継続させるのか、ここは私は、本当に住民の安全確保を担う安全計画を策定して、安全を担うべき自治体としての役割、我々米子市の最大の役割は、避難計画をきちっと策定をして安全を確保するところにこの当事者としての意味があるわけですから、それがこの協定内容を一步も前進させずに、この場で足踏みをさせておくことが本当にいいのか。そういったことから考えると、私は一步でも二歩でも前に進めるべきだと、半歩でも前に進めるべきだと思っています。立地自治体はやっぱり許認可権も含めて、これは工場建設なんかでも同じ作りつけですよ、よくある工場を建設するときとも同じですけども、そういう手続上での今までの対応手続っていうのがあって、過去からずっと来た経過の中で、安全対策の部分で考え方の範囲が広がったということからこの問題が起きてると思いますけども、その自治体と同様な扱いをするということをあえて文書にするというものが返ってきておりますので、私は、今の段階でここに加えて、いやいやといって、それでは駄目だといって突き返すことが本当に市民のために一步でも二歩でも前に進むことになるとは思えません。したがって、私はこの陳情は採択しないを主張します。

○尾沢委員長 続いて、稲田委員。

○稲田委員 私も採択しないという観点から、おおむね2点ほど述べます。最初のほうが主な理由です。

せんだっての全員協議会でこの改定案については協議がなされた際に、実効性が明確に担保されたものと理解しているということをお伝えしておりますので、その立ち位置と変わっておりませんので、この陳情の内容のものとは違い、私はそのような立場表明しておりません。そちらが理由の一つです。

それから、参考人の方が冒頭述べられた中で、これ切り取って言いますので別にそこが主体というわけではないんですけども、要は表現の中に剥奪とか無意味とかっていうことがありました。要は、もしかしてですが、考え方の中に、これはもうゼロなんだと、100とゼロだったらゼロ、全く今の安全協定も改定案も意味をなさないんだというふうな受け取りの前提で、我々がこれを協議していいのかっていうところが私の中の疑問にあります。あくまでも陳情提出者さん、参考人さんがそう考えているかどうかではなくて、自分たちが考えるときに、これまで10年間積み上げて、積み重ねてきたものも十分考えて最終的に判断しなきゃいけないものだと思っています。



現行の安全協定と今改定案のほう、大きく前進したものですし、冒頭申しました実効性が明確に担保されている観点から、これは協定として了としているという旨も明確にしておりますので、以上の理由をもって、この陳情は採択しない、不採択を主張します。以上です。

**○尾沢委員長** 続いて、奥岩委員。

**○奥岩委員** せんだっての全員協議会から、また本会議にかけて質問戦でもこの件はいろいろとやり取りがありまして、当局の考えですとか各議員さんのお考え聞く機会があったんですけど、陳情のほうを見返させていただいたんですけど、提出されたのが24日でして、申し訳ないです、全員協議会は28日のほうに、この後に開催させていただきまして、それぞれの議員の皆さんの御意見とかその場で聞かせていただいたんですけど、当局の考え方も併せてですね。そのときに我々の会派のほうでも、今まで米子市議会が求めてきたところに対して今回の回答については了とするというような意見表明をしておりましたし、市長からも同様のようなお話があったかと思えます。陳情の趣旨のところでも御説明があったとおり、立地自治体並みにならないだろうかっていうところで、しっかりと明記をしてほしいっていうような陳情だったんですが、今回の6条の改定のところにつきましては、文言上の差異はあるんですが、こちらの中身につきましては同じであるというような認識をしておりますので、不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 続いて、土光委員、どうぞ。

**○土光委員** 私はこの事前了解権に関して、6条のこと、一番の問題は曖昧さがあるということだと思っています。条文では報告、でも、ほかのいろんなやり取りで実質的には同じ扱い。だから報告だけどこれは事前了解願と同じ。先ほど米子市が、ある意味で明快な答弁があって、平成25年、形の上では当然文書は報告だけど、これは事実上、事前了解願と理解している。ここは、そういう意味ではそこははっきり米子市の解釈、考え方は、私は明確になったと思います。ただし、中国電力が本当に同じ認識なのかよく分かりません。というのは、中国電力は事前了解権は立地以外には認めないと明確に言ってるんです。それを訂正も撤回もしていない。じゃあ、でも米子市は事前了解権があるというふうに中国電力から担保されてると解釈している。本当にそうなら文言に書けばいいわけですよ。でも中国電力はそれを書かない。そういう曖昧さが一番まずいと思います。これは市民にとって中国電力に対しての不信感、さらには米子市自身に対しての不信感、本当はどうなんだというところがやはり残ったままになっていると思います。そういった意味で、米子市の理解、事前了解権はある、中国電力も附属文書で同様に扱う、これは事前了解権のことだと解釈できるというんだったらちゃんと書けばいいのにやっぱり書かない、そういった曖昧さをやはり解消すべきというふうに思います。ということで、採択を主張します。

**○尾沢委員長** これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第105号、島根原発に関する安全協定に事前了解権の明記を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員]

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第105号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめでございます。

これについては、採決結果の理由といたしまして先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会といたします。

**午後4時29分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫